後発医薬品 及び、バイオ後続品の推進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者さんの負担軽減及び医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及び、バイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しております。

〇後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは・・・

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

〇バイオ後続品（バイオシミラー）とは・・・

バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される医薬品です。先発バイオ医薬品と品質・効果・安全性が「同等/同質」であることが承認された医薬品です。

■ 当院では、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方箋の変更に関して適切な対応が行える体制を整えております。

■ 医薬品の供給状況により投与する薬剤が変更となる可能性がありますが、その際には患者さんへ御説明致します。

■ 当院では、院外処方において『一般名処方』を推進しております。

〇一般名処方とは・・・

特定のメーカーや製品名を指定せず薬剤の成分名による一般名で処方されます。有効成分が同じ複数の医薬品がある場合には、調剤薬局で薬剤師と相談のうえ、患者さまご自身で選択いただけます。

※ ご不明な点につきましては、当院医師または薬剤師にお尋ねください。

朝里中央病院